

# クリーンセンターだより

第14号

【発行・編集】 発行日：平成23年4月1日  
発行元：津山圏域資源循環施設組合  
〒709-4603 岡山県津山市中北下1300番地  
(津山市役所久米支所3階)  
電話：(0868) 32-7017(直通)  
FAX：(0868) 32-7019  
Eメール：shigen-t@mx1.tvt.ne.jp

《津山市役所本庁事務センター》  
〒708-8501 岡山県津山市山北520番地  
(津山市役所6階)  
電話：(0868) 32-2169(直通)



新クリーンセンター建設事業につきましては、建設予定地をはじめ圏域住民の皆様にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

また、周辺地域住民の皆様には、用地選定の経過から大変なご心労をおかけしていることを心から申し訳なく思っています。

さて、新クリーンセンター建設事業は、地域の皆様の生活を支える施設としてその建設が急務である一方で、未だ解決すべき課題を多く抱えているところです。

昨年3月、津山圏域資源循環施設組合管理者への就任を機に、組織構成団体の一員である津山市の市長として、解決すべき問題点を明らかにすべく、これまでの事業の進め方について7項目にわたり検証しました。

新クリーンセンター建設事業を取り巻く緊迫した状況や、組合で土地を取得している現状、あるいは検証によって明らかになった事実等から総合的に判断しました。その結果、これまでの取り組みの問題点について十分反省するとともに、今後の取り組みについて改めるべきは改め、必要な修正を行いながら、領家地区での事業推進を図るべきと考えています。

新クリーンセンターは、津山圏域資源循環施設組合構成5市町の住民生活に不可欠な施設で、早期完成が求められており、現在、必要な見直しを進めるとともに、埋蔵文化財調査や環境影響評価等の事前作業を再開したところです。

今後とも真摯な対応により問題解決に努め事業を推進してまいりますので、皆様には一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭 範

新クリーンセンターは、津山市、鏡野町、勝央町、奈義町及び美咲町の住民約16万人のごみ処理\*を行う、広域的な総合ごみ処理センターです。

※平成21年度の5市町のごみ発生量は、約4万7千トンです。



1. 建設地 津山市領家地区

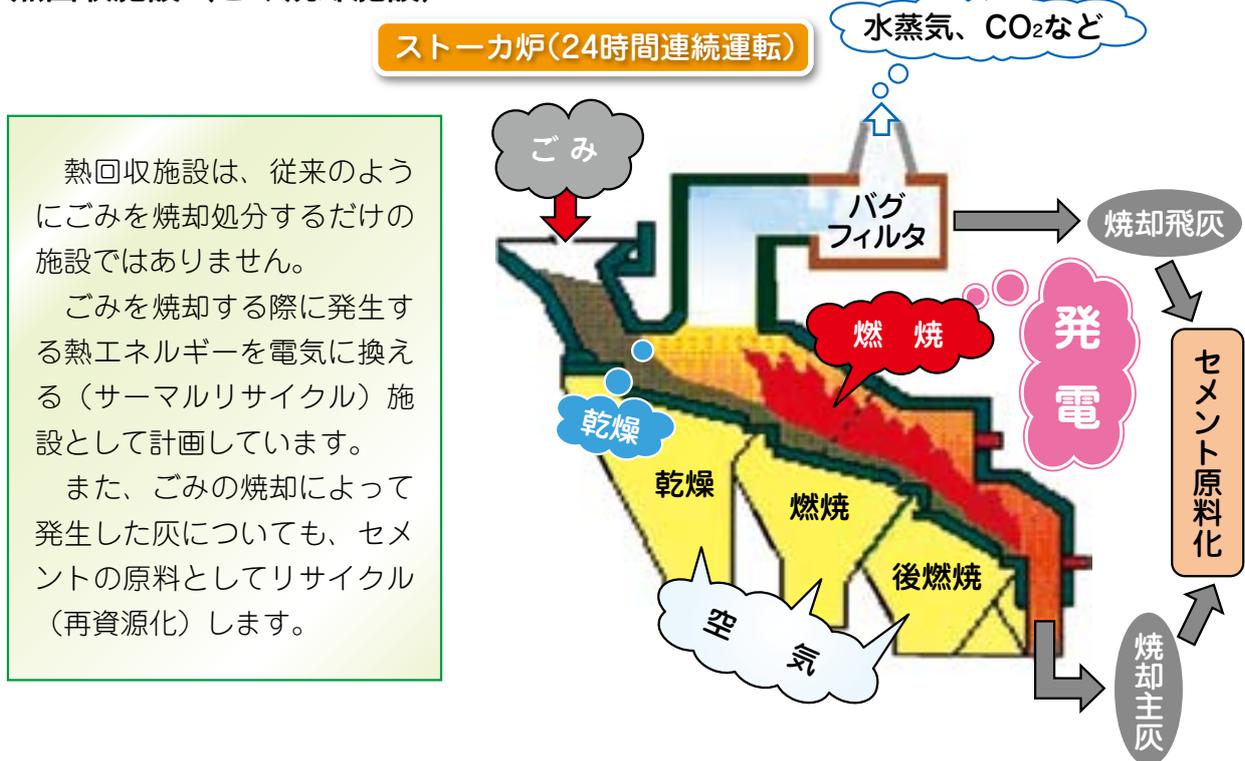
2. 敷地面積 約29.6ha

3. 施設整備の基本理念

- ♣ 緑に囲まれた、憩いと潤いの感じられる、県北の地球環境保全の総合センター
- ♣ 廃棄物の循環的利用のモデル施設

4. 整備する施設

ア 熱回収施設（ごみ焼却施設）



熱回収施設は、従来のようにごみを焼却処分するだけの施設ではありません。ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを電気に換える（サーマルリサイクル）施設として計画しています。また、ごみの焼却によって発生した灰についても、セメントの原料としてリサイクル（再資源化）します。

### <ごみ処理方式・事業方式について>

津山圏域で最も適したごみ処理方式と事業方式について、大学教授などの学識経験者等で構成する専門委員会での審議の結果、ごみ処理方式は『ストーカ・セメント原料化方式』、事業方式は『\*DBO方式』が望ましいとの答申が出され、その後の管理者会においてこれらの方式の採用を決定しました。

〔\*DBO方式=公設・民営方式のこと。組合が国からの交付金や起債（借入金）などで建設資金を調達し、民間事業者に施設の設計・建設・維持管理・運営を一括で担わせる方式。〕



## ① リサイクルセンター

搬入される粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル・プラスチック容器など）を徹底して選別・破碎・資源化処理することで、ごみとして処分するのではなく、新たな資源として再生します。



また、資源循環型社会や環境についての学習施設、体験工房など、地域住民の皆さんが参加・体験・学習できる総合施設（リサイクルプラザ）を併設します。

## ② 最終処分場

埋め立て物は、リサイクルセンターでの徹底した選別・破碎・資源化処理を行った後、資源化や焼却のできない陶器片やガラス片などが主なものになります。

また、施設に屋根を付けることで、風雨による埋め立て物の飛散や、雨水の流入を防ぐなど安定した管理ができます。

## ③ その他

### ♣ 還元施設

地域住民の交流の場、スポーツ、健康づくり等に気軽に利用できる施設として、今後住民の方々を含めた委員会等を設置し協議検討を行っていきます。

### ♣ 緑地・自然公園

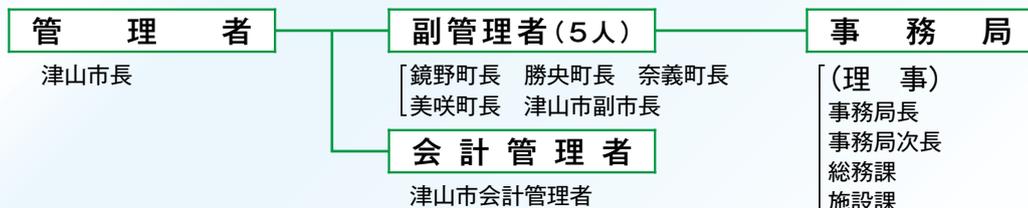
敷地内の森林・池等は、里山「クリーンセンターの森」として、豊かな自然環境、多様な小動物の保護区域と位置付け、生育環境の保全を図ります。

また、散策しながら自然の恵みと環境保護の大切さを学ぶことができる自然体験学習ゾーンの整備を図ります。



## 津山圏域資源循環施設組合 組織図 (H23.4.1現在)

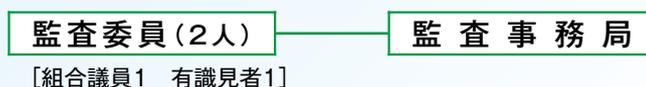
### (組合執行機関)



### (組合議会)

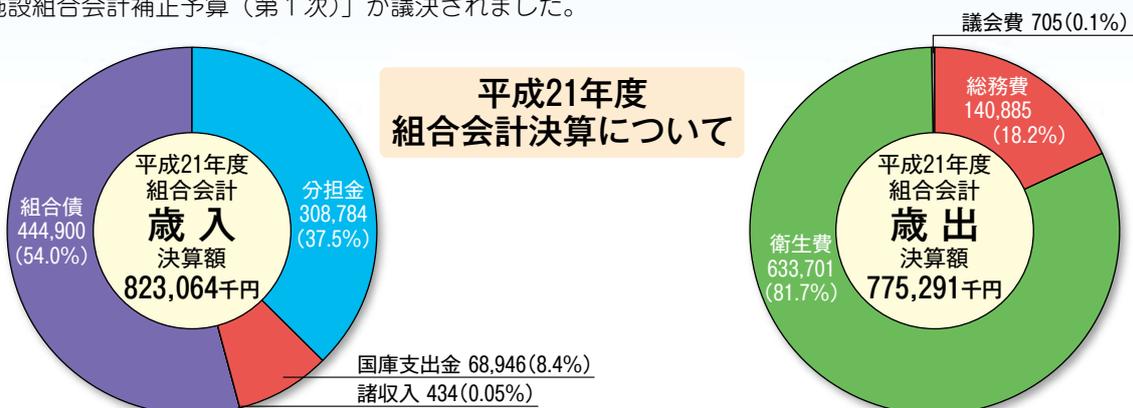


### (組合監査機関)



## 組合議会 平成22年11月定例会

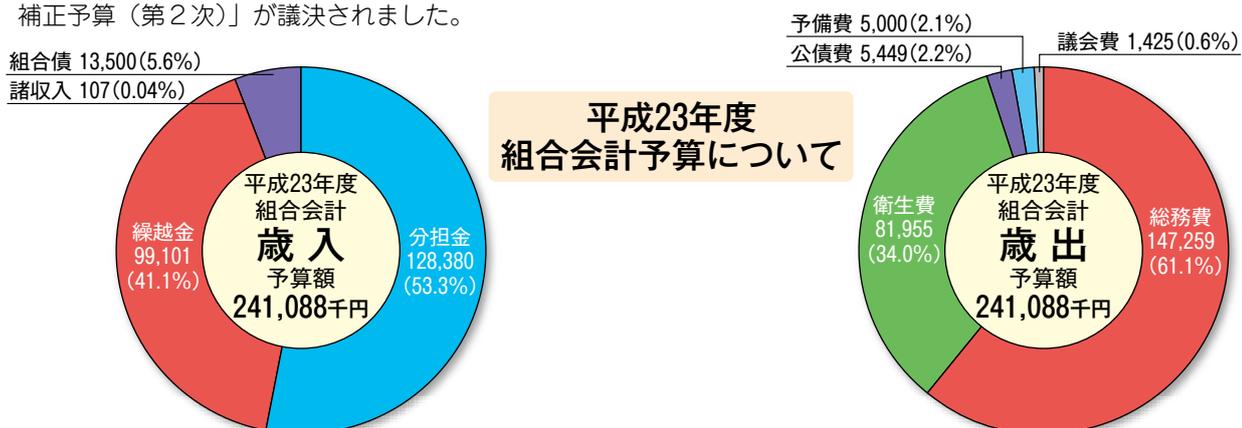
11月議会では、「平成21年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」を認定、「津山圏域資源循環施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」「平成22年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第1次）」が議決されました。



平成21年度の事業の主なものは、領家地区の用地取得や環境影響評価、敷地造成設計などです。この財源として、圏域5市町の分担金、国庫支出金（循環型社会形成推進交付金）、組合債（一般廃棄物処理事業債）などを充てています。

## 組合議会 平成23年2月定例会

2月議会では、「津山圏域資源循環施設組合の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」「平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」「平成22年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第2次）」が議決されました。



平成23年度の事業はこれまで実施してきた環境影響評価や設計の業務を継続しながら、建設工事を実施する事業者を選定する準備作業を進めていきます。



平成23年2月定例会の様子

組合構成5市町全戸配布は、今回が初めてとなります。これまでのクリーンセンターだよりは、組合ホームページに掲載していますので、ぜひアクセスしてみてくださいね。

<http://www.shigen-tsuyama.jp/>

ご意見・ご感想もどんどんお寄せ下さい！